

## 成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山倫行

第22回

### 労務(退職代行業者への対応)

Q 退職代行業者から「この度、御社に在籍する〇〇さんから依頼を受けて、当社が代わりに退職手続きを進めさせて頂くことになりました。〇〇さんは、明日から会社に出勤しませんので、宜しくお願い致します。本人から退職に必要な書類をお送りしますので…(略)…」という内容の電話がありました。当社としても、突然のこと、これまでこういった電話を受けたことも無かったので、どう対処すべきかわかりませんでした。そこで、取り敢えず連絡先と担

当者の名前を聞いて、こちらから折り返すことにしました。今後、当社が対応を進めるにあたり、注意すべき点があれば教えて下さい。

A マスコミで紹介されたからでしょうか。退職代行業者が増え始め、この種の相談を受ける機会も増えてきました。退職代行業者から連絡があった場合は、本稿の内容を参考にさせて頂ければ不安なく対応して頂けると思います。しかし、従業員が退職代行サービスを利用してきたということは、会社が自覚しているか否かに関わらず、その職場には何らかの勞

働問題が潜在している可能性があります。そのため、退職代行業者への対応を進めるのと併せて、この機会に職場環境の点検を進めて下さい。

#### 退職代行サービスとは?

退職代行サービスは、従業員から依頼を受けた業者が従業員に代わり、勤務先の会社と連絡を取りながら、退職に向けた手続きを進めるサービスです。従業員が退職手続きを業者に委ねる動機は様々です。これまでお世話になった職場に退職するか否かを確認して下さ

から連絡を受けた会社からすると、従業員が突然出社しなくなり、素性のわからない業者から連絡が来て困惑するのが実情です。昨今、利用が増えているサービスではありませんが、まだまだ馴染みも薄く、実際の対応に苦慮する場面も多いと思いますので、以下の各事項を確認したうえで、対応して下さい。

#### 権限の有無を確認すること

まずは、退職代行業者に対して、従業員が退職代行を依頼した委任状を提出するように求め、委任権限を確認して下さい。退職代行業者が委任状を提出してきた場合は、委任状が真正なものか否かを確認して下さい。

また、委任状の記載内容を確認し、当該業者が従業員から受任している具体的事項を確認して下さい。受任者は、委任を受けた範囲内でしか行動できませんので、その内容を把握する必要があります。

#### 行動できる内容を確認すること

また、退職代行業者がどのような資格を有する者か、その属性を確認して下さい。仮に委任状の委任事項に様々な事項の記載があったとしても、当該業者がその全てを対応できるか否かは別問題です。すなわち、本来法律問題に関わる交渉は、法律の定めがある場合以外は、弁護士の独占業務と

されている関係があり(弁護士法第79条)、退職代行業者の属性によってできることと、できないことがあるからです。退職を受け入れ、実効的な話をする

#### 退職を受け入れ、実効的な話をする

退職代行業者が、従業員から正式に依頼を受けた者であり、かつ法律上も対応が許される範囲の内容で行っている場合には、退職代行業者との間で話し合いを進めていくこととなります。退職代行業者から連絡が入った段階で、経営者の中には「本人が会社に直接連絡してこないなんて世も末だ。絶対に退職は認めないし、退職代行業者との話し合いには応じない。職務を放棄して許せないから、逆に損害賠償を請求してやる」と感情的な対応をしてしまう方がいます。

しかし、従業員には退職の自由が認められていますし、退職代行業者が法的にも適切に手続きを進めている以上は、会社としても、早晩、退職の申し出を受け入れざるを得ません。それにもかかわらず、退職を認めずに争う姿勢を示してしまうと、余計な紛争のきっかけを作ることになりかねませんし、転職サイトや口コミで悪い風評を立てられて今後の採用に悪影響が生じることも懸念されますので、対立する姿勢を維持するのは望ましくありません。

#### 会社としては、退職代行業者に依頼してまで退職を希望する従業員の気持ちをへんたうえで、退職を前向きに受け入れ、むしろ、退職日をいつに

するか、給料をいつまで支給するか、有給消化を認めるか、どのように貨物品の返却してもらうか、残置された従業員の私物の扱いをどうするか、責任もって業務上の引き継ぎを行ってもらうためにどうすべきか等、退職に際して通常行うべき具体的な確認事項を整理したうえで、前向きに話し合いを進めて頂くのが望ましいと考えます。

北海道札幌市中央区  
大通西11の4の22 第  
2大通藤井ビル807  
011-210-775  
011-<http://ambitiousg.com/>